

## 第5章

## 人権と共生社会

憲法とは、「誠実」「友愛」といった学校の教育理念のようなものだ。学校の教育理念は学校のめざす方向、憲法は国のめざす方向を示している。

各教科担当の教師たちが、教育理念をそれぞれの教科指導を通じて生徒に具体的に伝えるように、憲法もまた、たとえば人権という基本理念の中に、平等権、自由権、社会権、参政権などが含まれていて、それらの権利の中にさらに具体的な権利が含まれている。

この章ではいろいろな権利が登場するけど、そのすべてに共通するのは、人間が人間らしく自由に生きていくことができる人権という基本理念を守ることにつながっていることだと知っておこう。

## この章のポイント！

「人権と共生社会」のキーワード

- ① 平等権・自由権・社会権・参政権
- ② 普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務

## 理解を深めるエッセンス★☆

憲法は平等権、自由権、社会権、参政権などを含む基本的人権を保障すると同時に、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務も定めている。

## テーマ

## 15 基本的人権と個人の尊重

## ▶ 人権を保障するということ

日本国憲法は、**基本的人権**を「<sup>わか</sup>侵すことのできない永久の権利」（憲法11条）として保障している。僕らが、人間らしく自由に生きていくこと

日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ちこませず」という**非核三原則**をかけているよ。その一方で現実には、日本は日米安全保障条約によって、アメリカの核兵器の力を背景に、自国の安全を図ってきたと言うこともできる。

核兵器をなくそうとする一方で、その核兵器によって守られているという見方もあり、自国の安全保障政策との矛盾だというとらえ方もある。

ができるように、平等権、自由権、社会権、参政権などが憲法によって保障されている。

人権の保障は、一人ひとりの個性を尊重し、かけがえのない人間としてあつかうという「個人の尊重」の原理（憲法13条）にもとづいているよ。

この個人の尊重という原理は、「法の下の平等」（憲法14条①）とも深い関係がある。なぜなら、ある人を特別に有利にあつかったり、また逆に不利にあつかったりすれば、個人の尊重が損なわれるからだ。一人ひとりをかけがえのない個人として尊重するためには、すべての人が平等にあつかわれることが必要だ。

### 基本的人権と法の下の平等



### 日本国憲法に見る個人の尊重と法の下の平等

#### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条

①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権の保障は、第一に国に求められている。国に対して、個人を尊重して、自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを要求しているんだ。

国は、個人の自由を侵害してはいけないし、人びとの生活の安定と福祉の向上を図る責任があって、差別をなくすなどの人権保障を進めていくことが求められているよ。

憲法による人権の保障は、特に社会の中で弱い立場にある人たちにとって大切だ。なぜなら、その人たちが差別や人権侵害を訴え、その解決を政府や社会に求めるときには、憲法の決まりがその主張の支えになるわけだからね。

### 子どもの人権

子どもにも、もちろん人権は保障される。子どももひとりの人間として尊重され、健やかに成長する権利を持っている。ただ、子どもはまだ成長の途中にあるから、親の保護を受けたり、飲酒や喫煙の禁止などの制限を受けたりもするよ。

日本は1994(平成6)年に、国際連合で1989年に採択された「**子ども(児童)の権利条約**」を批准(同意)した。採択というのは選択されて、採用されたということだよ。批准とは条約や協定に、国として確認・同意することだ。この条約は、子どもも人権を持つことを認めて、生きる権利や意見を表明する権利、休んだり遊んだりする権利など、幅広い自由権を定めているよ。国は、子どもの現在と将来の利益を考えながら、これらの権利を守っていく責任がある。

### 子どもの権利(国連児童基金資料より)



テーマ

## 16 平等権

### 部落差別の撤廃

人はみな平等な存在であって、平等なあつかいを受ける権利、**平等権**を持っている。でも、実際は今でも社会には偏見にもとづく差別が残っている。特に「生まれ」による差別は、個人の尊重の原理と平等権とはまったく反対のものだから、一日も早くなくさなければならないものだ。

「生まれ」による差別に、江戸時代の身分制度での差別がその後も続く、「部落差別」という、いわゆる同和問題と呼ばれる差別がある。

この部落差別の歴史的な背景はすでに歴史で学んでいるよね。江戸時代に差別された、えた身分・ひにん身分は、明治時代の「解放令」によって廃止された。

でも、この差別はなくなったとはいなくて、その後も就職、結婚などで不利なあつかいを受けることが続いてきたんだ。これに対して、差別されている人びとが部落解放運動を起こして、1922(大正11)年に全国水平社が結成された。

1965(昭和40)年の同和対策審議会で、国は、部落差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であると宣言している。そして、国による対象地域の人たちの生活を改善する同和対策事業が進められてきた。今でも差別意識の解消に向けて、人権教育がおこなわれている。

### アイヌ民族差別の撤廃

アイヌ民族への差別問題もある。アイヌは昔から北海道、樺太(サハリン)、千島列島を中心とし、独自の言葉と文化を持って生活してきた人たちだったね。

差別の背景には、北海道開拓が進められる中で、アイヌの人たちの土地がうばわれ、明治政府による日本人化政策が進められてきたことなどがある。アイヌの人たちにとって民族固有の生活や文化を維持することができなくなると同時に、それまで受けていた差別がより強くなっていた。

1997(平成9)年に制定された**アイヌ文化振興法**では、アイヌ文化を取りもどし、アイヌの伝統を尊重することが求められた。2008年には国会で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がおこなわれた。

現在、アイヌの人たちは、自分たちの文化の継承や、民族としての教育の充実などをめざしているよ。

知つて  
いますか?



「決議」というのは、会議によって「決まったこと」という意味だよ。これから何度も出てくるから覚えておいてね。似た言葉に、議決というのもあって、これは「会議によって決めること」だ。あわせて知っておこうね。

## 在日韓国・朝鮮人差別の撤廃

日本には約47万人(2019年)の在日韓国・朝鮮人が暮らしている。その在日韓国・朝鮮人に対する差別もある。

1910(明治43)年、日本は韓国併合をして、強制的に朝鮮の支配をおこなった歴史的背景がある。このような状況下で、在日韓国・朝鮮人の中には、無理やり日本に移住させられたり、意思に反して日本に連れてこられて働かされたりした人たちと、その子孫が多くいる。

そのような状況で、日本人の間で朝鮮人に対する偏見と差別が広がっていったんだ。今でも、在日韓国・朝鮮人は就職や結婚での差別がなくなっていない。日本で生活していることや、その歴史的事情に配慮して、人権保障を進めていくことが求められているよ。

## 男女平等の社会をめざして

女性もまた、仕事や職場において、採用や昇進などで男性よりも不利にあつかわれることがある。その背景には「男性は仕事、女性は家事と育児」という固定した性別役割分担の考え方方が残っていて、女性の社会進出をおくらせる原因にもなっている。

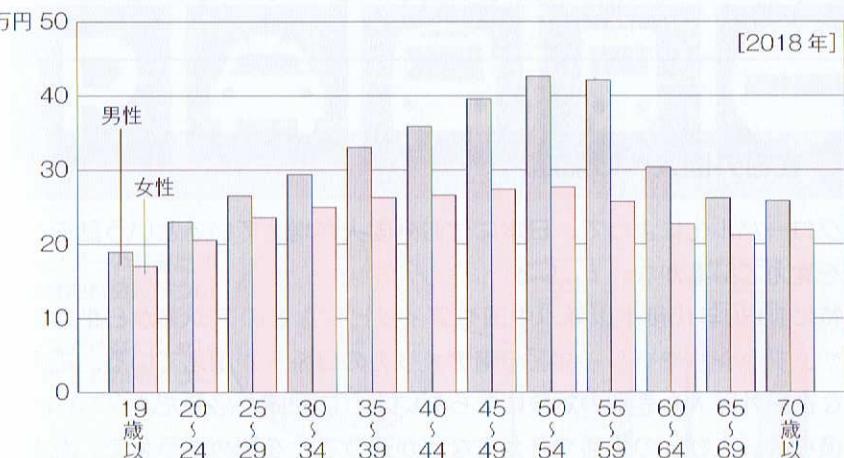
また、職場などでの性的ないやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)も問題になっている。

1985(昭和60)年に「**男女雇用機会均等法**」という法律が制定されて、職場の男女差別が禁止された。募集・採用・昇給・昇進などで、男女とも平等にあつかわれるようになったんだ。さらに1999(平成11)年には「**男女共同参画社会基本法**」が制定され、男性も女性も対等に活躍できる社会の実現をめざすようになっている。

そのためには、育児・介護休業法にもとづいて、子どもの看護休暇や親の介護休暇をとりやすくしたり、保育所の整備を進めたりするなど、男女ともに育児と仕事を両立できる環境を整えていくことが必要だ。

また、管理職や専門職に就いている女性の割合を高めるべきだという意見もあるよ。

**男女の年齢別賃金**(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」平成30年より作成)



## 障がいのある人への配慮

平等な社会を実現するためには身体的、知的に障がいがある人への配慮も必要だ。障がいのない人は、障がいのある人が生活するうえでさまざまになっているさまざまなことに気づきにくいからだ。

公共の交通機関や建造物は、体の不自由な人でも安心して利用できるように段差を取り除く必要があるって、これを**バリアフリー**というよ。また、教育や就労の機会などにも特別の配慮が必要だね。

また、**ノーマライゼーション**といって、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく、社会の中で普通の生活を送れることが求められているよ。

障がいのある人の自立と、社会に参加することを支えるために、**障害者基本法**という法律も制定されている。2013年には、障がいのある人に対する差別を禁止する「障害者差別解消法」も制定されているよ。

### 少し詳しく バリアフリーの考え方

「バリアフリー」とは、障がいのある人や高齢者などが、社会生活の中で安全、快適に暮らせるように身体的、精神的、社会的な障壁（バリア）を取り除くという考え方です。

### 在日外国人への配慮

グローバル化によって、日本に住む外国人が増えているという話をしたのを覚えているかな。

特に1980年代後半以降、中国やフィリピンなどのアジアから来る人たちや、ブラジルやペルーなどの南アメリカの日系人が増えている。このような在日外国人も差別の対象にならないように配慮が必要だ。

僕らは、人びとの生活や考え方などが違うことを認めたうえで、たがいに尊重し合い、ともに助け合う共生社会を築いていかなくてはならない。そのためには、すべての人にとって暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせない。

たとえば、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できる**ユニバーサルデザイン**は、バリアフリーの考えをさらに発展させたものなんだよ。

ユニバーサルデザインには、だれもが安全に簡単に使ったり利用したりすることができる工夫がされている。

身近なものとしては、下にある掲示表や、シャンプーとリンスに貼られたシールの文字を見なくても、触れただけで区別がつくように、容器につけられた突起なども、ユニバーサルデザインの一例だね。

### ユニバーサルデザインの一例

言語や年齢にかかわらず、だれもがすぐにわかるように工夫された表示例



シャンプーの容器だけに立体的な突起がついていて、触っただけでリンスではなくシャンプーだとわかるように工夫されている。



## テーマ 17 自由権

### 精神の自由

僕らが個人として尊重され、人間らしく生きていくには、自由に考え、行動することが欠かせない。このような自由を保障するのが**自由権**だ。

自由権は、人権保障の中心であり、現在でも重要な権利だ。日本国憲法が定めている**自由権**には、**精神の自由**、**身体の自由**、**経済活動の自由**がある。

まずは、精神の自由がどういうものかを理解していこう。

### 日本国憲法が保障する自由権

精神の自由	
・思想・良心の自由	第19条
・信教の自由	第20条
・集会・結社・表現の自由	第21条
・学問の自由	第23条

身体の自由	
・奴隸的拘束・苦役からの自由	第18条
・法定手続きの保障、罪刑法定主義	第31条
・逮捕、捜索などの要件	第33条～第35条
・拷問の禁止、自白の強要の禁止などの刑事手続きの保障	第36条～第39条

経済活動の自由	
・居住・移転・職業選択の自由	第22条
・財産権の保障	第29条

**精神の自由**は、物事のよしあしを自分で判断する思想・良心の自由や、宗教を信仰するかどうか、どの宗教を信仰するか自分で決める**信教の自由**などがある。

どんな考えでも持つていいし、初詣に神社に行くのも、教会で結婚式をするのも、自由だということだ。そんなの当然でしょ！って思うかもしれないけど、過去には尊王攘夷運動や、自由民権運動、社会主義思想が弾圧されたり、キリスト教禁止令が出されたりした時代があったことを歴史

で勉強したよね。

また、人びとが集まったり、団体をつくったり、意見を発表したりする集会・結社・表現の自由、自由に研究をおこなって、その結果を発表する学問の自由も精神の自由に含まれるよ。

政府が発表前の出版物などを検閲することも禁止されている。検閲とは、そのまま認めていいかどうかを確認することだ。戦前に政府は、治安維持法などによって、表現の自由を制限したことがあったよね。

### 身体の自由

僕らが自由に生きていくには、正当な理由もなくとらえられたり、無実の罪で刑罰を受けたりすることがあってはならない。

戦前には、警察による不当な捜査や、拷問による取り調べがおこなわれていた。だから日本国憲法では、犯罪の捜査や裁判などにおいて**身体の自由**を保障しているんだ。裁判官が出す令状がなければ逮捕されたり、住居を捜索されたりできないようになっているよ。

また、自白の強要や拷問も禁止されている。自白の強要というのは、犯した犯罪行為を無理やり告白させることだ。残酷な刑罰も禁止されている。

### 経済活動の自由

人びとは、職業を自分で選んで、働いて得たお金を好きに使うことができるし、使わないで貯めておくこともできる。これが、自由に職業を選んで営業する職業選択の自由や、お金や土地などの財産を持つ権利である**財産権の保障**だ。

住む場所を自由に選ぶ居住・移転の自由もある。これらをまとめて、**経済活動の自由**というよ。

ただ、無制限の土地の利用によって住民の生活環境が乱されたり、自由な経済活動によって貧富の差が広がりすぎたり、不公平な社会になってしまう可能性もある。だから、経済活動の自由は、精神や身体の自由に比べて、法律で広く制限されているよ（p.65参照）。

テーマ

## 18 社会権

### 社会権の基本である生存権

人びとに人間らしい豊かな生活を保障するのが**社会権**だ。日本では19世紀に経済活動の自由が強調され、その結果、貧富の差が拡大した。そこで、「社会権」という考え方方が生まれたんだ。

社会権の中には、**生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権**などがある、日本国憲法によって保障されているよ。

#### 日本国憲法に見る社会権

・生存権	第25条①
・教育を受ける権利	第26条①
・勤労の権利	第27条①
・労働基本権	第28条

その中でも社会権の基本となっているのが**生存権**だ。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(憲法第25条①)とされているよ。



最低限度の生活……。「最低限」って、マイナスのイメージしか浮かばないのですが……。  
「文化的」っていうのもよくわからないです……。

たしかにそうだね(笑)。もっと具体的にどんな「生活」かを説明すると、三度の食事が食べられる、決まった住まいがある、病気になったら治療を受けられる、冷蔵庫や洗濯機のような生活に欠かせない生活必需品のある、というような生活のことだよ。

この権利は特に、病気や失業などで生活に困っている人たちにとって重要な、働くことができなくなつて、収入がなくなつたら、人間として最低

限度の生活すら送ることができなくなるからね。そのような人たちには、**生活保護法**にもとづいて、生活に必要な費用が支給されることになっている。最近は、生活が苦しくなつて生活保護を受ける世帯が増加しているよ。

また、生存権を保障していくためには、病気にかかった人や高齢者などが安定した生活を送れるように、**老齢年金**や**医療保険**、**介護保険**などの社会保険制度を整えることが必要だ。特に、少子高齢化に対応した年金制度の見直しについては、よくニュースにも取り上げられているよね。



#### 日本国憲法に見る生存権

##### 第25条

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

### 教育を受ける権利

**教育を受ける権利**は、キミたちにとっていちばん身近に感じる権利だと思う。すべての子どもが学校で教育を受けられることを保障するというものだからだ。学校教育を通じてキミたちは、社会生活に必要な知識や判断力、友達との協調性などを身につけていく。



「教育を受ける権利」……。小中学校は義務教育なので、正しくは「教育を受ける義務」ではないでしょうか?

たしかに、「学校で勉強する権利」というよりも、「勉強しなくてはいけない義務」と思っている人が多いだろうね(笑)。よく誤解されるんだけど、小中学生には教育を受ける「権利」はあるけど「義務」はないんだよ。「義務教育」というのは、保護者の義務であって、小中学生の義務ではないことを理解しておこう。

さて、学校教育は平和で民主的な国家や社会を築いていく人間を育てるためにも重要だ。教育の基本的な方針は**教育基本法**というものに定められているよ。

小学校や中学校のような学校教育にとどまらず、生涯学習の充実も求められている。「生涯学習」とは、人が生涯にわたっておこなう学習のことだ。学校に限らず、家庭や地域、職場などいろいろな場所でおこなわれていて、職業上の能力を高めるためや、趣味や娯楽として楽しむなど、いろいろな目的でおこなわれる学習だよ。

### 勤労の権利と労働基本権

勤労の権利と労働基本権は、働く人たちのための権利だ。

働くことは、収入を得て生活を安定させ、仕事を通じて精神的に充実した生活を送るうえでとても大切だ。そこで、**勤労の権利**が保障されているわけだ。

また、労働者は雇い主である使用者に対して弱い立場にあるため、**労働基本権**（労働三権）が保障されている。労働基本権は「労働三権」といって、労働者が団結して行動できるように労働組合をつくる権利（**団結権**）、労働組合が賃金などの労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利（**団体交渉権**）、要求を実現するためにストライキなどをおこなう権利（**団体行動権**）の3つが含まれているよ。

#### 団結権



団結して労働組合を作ったり加入したりする権利

#### 団体交渉権



会社側（使用者）と労働条件などについて交渉する権利

#### 団体行動権（争議権）



労働をおこなわないストライキなどの行動によって会社側に要求を訴える権利

## テーマ 19 人権の保障

### 参政権とは

人権保障を確実なものにするために、日本国憲法はいろいろな権利を保障しているんだけれど、**参政権**はその中のひとつだ。

参政権はその名前のとおり、**政治に参加する権利**だ。参政権は、国民主権を保ち、政治を国民の意思にもとづいておこなうために不可欠な権利といえる。

そして、その参政権のなかにはさらにいくつもの権利が含まれている。そのうち、もっとも中心的な権利が**選挙権**だ。選挙権は国会議員や地方議会の議員、都道府県知事や市（区）町村長を選挙する権利で、満18歳以上のすべての国民に認められている。議員を選ぶ選挙権だけでなく、自ら議員になるために選挙に立候補する**被選挙権**も、参政権に含まれるよ。

また、憲法改正の国民投票権や、最高裁判所裁判官の国民審査などのように、国民が直接、決定に参加する権利もある。

「国民審査」とは、最高裁判所の裁判官がその地位にふさわしい人物かどうかを国民が直接審査する制度だ。ほかにも、国や地方の機関に何かしてもらいたいことがあるときに出す請願権も、広い意味では参政権のひとつといえるね。

### 裁判を受ける権利

日本国憲法は参政権以外にも、人権を保障するために、国に対して一定のおこないをするように要求する権利、**請求権**をいくつか定めている。その中のひとつが**裁判を受ける権利**だ。

たとえば、もし人権が侵害されて、個人の力で解決することが難しい場合は、**裁判に訴えて**、裁判所で法にもとづいて公正に判断してもらうことが必要になるよね。これが裁判を受ける権利だ。裁判所は、裁判を通じて日本国憲法に定められている人権保障を実現するため、重要な役割

を果たしているわけだ。

でも、現実には日本の裁判には費用と時間がかかる。だから権利を侵害されても裁判に訴える人が少ないといわれてきたんだ。そこで、だれもが裁判を受けやすいように、無料の法律相談や、弁護士費用の立てかえなどの仕組みが整えられているよ。

### その他の請求権

日本国憲法が保障する請求権は、裁判を受ける権利以外にも、国家賠償請求権と刑事補償請求権というものがある。どちらも国の行為によって損害を受けた人を助けるために定められているよ。

国家賠償請求権は公務員の違法な行為によって受けた損害に対して、公務員を雇っている国や地方公共団体につぐないを求める権利だ。

刑事補償請求権は、事件の犯人として訴えられ、裁判の結果無罪となつた場合や、裁判で有罪が確定したあとに、やり直し裁判で無罪となつた場合に、国につぐないを求める権利だよ。

### 日本国憲法に見る参政権と請求権

参政権	
・公務員の選定・罷免権	第15条①
・選挙権	第15条③、第44条、第93条②
・被選挙権	第44条
・最高裁判所裁判官の国民審査権	第79条②
・地方自治特別法の住民投票権	第95条
・憲法改正の国民投票権	第96条①
・請願権	第16条

請求権	
・裁判を受ける権利	第32条
・国家賠償請求権	第17条
・刑事補償請求権	第40条

テーマ

## 20 公共の福祉と国民の義務

### 「公共の福祉」による人権の制限

人権は日本国憲法によって保障されていると学んだよね。でも、実際に人権の制限が認められる場合があるんだ。

たとえば、表現の自由が認められているからといって、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を傷つけるような言論は許されず、そのような言論は法律によって処罰される。これを人権の限界というよ。

また、社会全体の利益のために、人権の制限が認められる場合がある。道路の拡張や空港施設などの公の目的のために、土地の住民に立ち退いてもらうということだ。もちろん、そのかわりの補償はされるけどね。

このように、人権の限界や制限をするものを、日本国憲法では社会全体の利益を意味する「公共の福祉」という言葉で表現しているよ。

日本国憲法では「自由や権利の濫用を認めず、国民は常にそれらを公共の福祉のために利用する責任がある」(憲法第12条の要約)と定めている。

ただ、何が公共の福祉に当たるのかを国が一方的に判断して、人びとの人権を不当に制限することがあってはならない。だから、人権を制限しようとするとする場合は、それが具体的にどのような公共の利益のためであるのかを慎重に検討する必要があるわけだ。

また、人権が公共の福祉によって制限されるといっても、その程度は人権の種類によって異なる。

たとえば、自由権のなかでも、経済活動の自由については、行き過ぎると住民の生活環境が乱されたり、貧富の差が大きくなったりするから、公共の福祉による制限が広く認められている。

これに対して、精神の自由についてはこのような事情がないから、公共の福祉による制限はかなり限られる。



## 日本国憲法に見る「公共の福祉」

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、  
国民の不断の努力によつて、これを保持しな  
ければならない。又、国民は、これを濫用し  
てはならないのであつて、常に公共の福祉の  
ためにこれを利用する責任を負ふ。

知つて  
いますか？



「人権を制限するものは？」「人権に限界づけをするもの？」と聞かれたら、「公共の福祉」と答えよう。  
ただし、「公共の福祉」が人権を制限する場合は、より多くの人の人権を守ることにつなげるためだから、そこを理解しておいてね。

### 「公共の福祉」による人権の制限の例

#### 表現の自由

- ・他人の名誉を傷つける行為の禁止（刑法）
- ・選挙運動の制限（公職選挙法）

#### 集会・結社の自由

- ・デモの規制（公安条例）

#### 居住・移転の自由

- ・感染症による入院措置（感染症法）

#### 職業選択の自由

- ・無資格者の営業禁止（医師法など）
- ・企業の価格協定（カルテル）などの禁止（独占禁止法）

#### 労働基本権

- ・公務員のストライキ禁止（国家公務員法、地方公務員法）

#### 財産権の保障

- ・不備な建築の禁止（建築基準法）

### 国民の義務

国民には、日本国憲法によっていろいろな権利が認められているね。その一方で、国民が社会生活を支えるために果たすべき義務もある。日本国憲法では、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務という国民の三大義務を挙げているよ。

普通教育を受けさせる義務は、子どもの「教育を受ける権利」を確保するために定められている。勤労は国民の義務であると同時に権利でもある。もちろん、勤労を強制するものではないよ。ただ、納税は強制だ。税金を確保することは社会権の保障にとって重要で、税金の種類や対象者などの具体的な内容が、法律で定められている。だから、三大義務のなかでも納税の義務を果たさないと、法律で罰せられる。

ところで、憲法には権利がたくさん定められているけど、義務の規定は少ないよね。これは、憲法が国民の権利を保障するための法だからだ。国は、憲法に反しない範囲で、国民に義務を課す法律を制定することができるようになっている。

## 第6章

## これからの人権保障

今や世界中の多くの人がスマートフォン（スマホ）でコミュニケーションを取り合い、情報を調べ、インターネットで商品を注文し、本格的なカメラと変わらないようなカメラ機能で画像や動画を撮ってWEBサイトにアップロードする。今から10年前、このような社会になることは、多くの人が想像できなかった。

日本国憲法が公布されたのは今から70年以上も前のことだ。その当時では、まったく考えてもいなかつた社会になっている。だから、現代社会にあわせた内容を追加する必要が出てきた。それが、「新しい人権」だ。それがどんな内容なのかを理解していこう。

## この章のポイント！

「これからの人権保障」のキーワード

「新しい人権」

（環境権・自己決定権・知る権利・プライバシーの権利）

## 理解を深めるエッセンス★☆☆

憲法には直接規定されていない「新しい人権」。代表的なのが「環境権」「自己決定権」「知る権利」「プライバシーの権利」の4つ。

## テーマ

## 21 新しい人権

## 社会の変化と新しい人権

日本国憲法が公布されたのは第二次世界大戦後の1946年。それから数十年、産業や科学技術が発展して、情報化が進んできた。

日本国憲法には、いろいろな人権が定められているけれど、そこに定め

## 国民の三大義務

## 普通教育を受けさせる義務



## 勤労の義務



## 納税の義務



## もし正しい申告・納税をしなかったら……

国は正しく申告・納税がおこなわれているか調査をおこなっている。申告に誤りがあったり、納税をしていなかつたりすると、正しい金額を払い、罰せられることになる。

